



民商にご相談ください！

新型コロナウイルスでお困りの方！

融資・助成金で商売を守ろう

※2020年4月16日現在の制度

感染拡大防止協力金（東京都）

【対象】緊急事態措置期間中（4月11日～5月6日）に少なくとも4/16～5/6までの期間において休業、営業時間短縮の要請など協力した中小業者。4月22日から受付開始。

50万円

複数の店舗所有の場合

100万円

無利子・無担保の融資（政策金融公庫）

上限 3,000万円

（3年実質無利息。返済15年。元金据置5年）

新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子無担保で融資を受けることができます。

持続化給付金

※5月中の支給開始予定。

中小企業やフリーランスなどで、売り上げが前年同月比で50%以上減少している方。

法人 上限200万円 個人事業主 上限100万円

給付額＝前年の総売上（事業収入）

－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※上記の算出により、法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内を支給。

雇用調整助成金（ハローワーク）

- ・中小企業には従業員の休業手当5分の4を助成。（解雇等行わない場合は10分の9）
- ・小学校などの休校に伴う休業補償。従業員 8,330 円、個人事業主・フリーランス 4,100 円。

生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）

【対象】休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った方。

- ・一時的な資金が必要な人は最大で 10 万円。
- ・学校等の休校における休業、個人事業主などの特例の場合、20 万円以内。
- ・据置 1 年以内。償還期限 2 年以内。償還時において、住民税非課税世帯の償還は免除できます。
- ・総合支援資金は、最大月 20 万円（2人以上）を 3 月以内（最大 60 万円）。

税金・社会保険料納付

【対象】2月以降、1か月程度の間に収入が前年同時期比で約2割減った事業者。

所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税などの地方税の徴収が「1年間猶予」（担保不要、延滞税免除）。

これだけでは新型コロナウイルスから社会を守れません

- すべての人に生活保障を
- 売上減の全業者に休業補償
- 消費税は 0 に（いますぐ 5 %）
- 検査、療養、感染者の自己隔離を無料に
- 新型コロナウイルス問題が落ち着くまで税金、社会保険料、融資などの返済、延滞金、利息の凍結を
- 個人事業主、フリーランスが安心できる休業補償を！

みんなで力を合わせて生き延びよう

ご相談は民商へ！